

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第55号
事故等種類	安全阻害
発生日時	平成27年5月3日 10時00分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港南西方沖 鵜原港A号防波堤灯台から真方位190° 1.32海里付近 (概位 北緯35°06.70′ 東経140°16.46′)
事故等調査の経過	平成27年5月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{サーフ} SURF、5トン未満（長さ2.89m）
船舶番号、船舶所有者等	232-38688千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年5月3日08時00分ごろ千葉県興津漁港を出港し、勝浦港南西方沖で釣りをした後、帰途に就いた。 船長は、本船の船尾に座り、左手で船外機のスロットを握り、速力約30km/h（対地速力、以下同じ。）で勝浦海中公園を船首目標として北進中、潮目を横切った際に本船が跳ね上がり、海中に転落した。 船長は、付近を航行していた遊漁船に救助され、本船は巡視艇により勝浦港にえい航された。 船長は、救命胴衣を着用していた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：海上 平穏
その他の事項	本事故当時、潮目には約0.5mの波が生じていた。 船長は、潮目に生じていた波を認めていたが、船体が跳ね上がるほどのことはないと思った。 船長は、本インシデント発生後、速力を出し過ぎていたと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、勝浦港南西方沖を北進中、船長が、潮目に生じていた波を認めていたものの、約30km/hの速力で同波を横切ったことから、本船が上下に動揺して船長が海中に転落し、安全が阻害されたものと考

	えられる。
原因	本インシデントは、本船が勝浦港南西方沖を北進中、船長が、潮目に生じていた波を認めていたものの、約30km/hの速力で同波を横切ったため、本船が上下に動揺して船長が海中に転落したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波の頂部や潮目を横切る場合は、十分に速力を落とし、腰を浮かすなどして、波等からの衝撃を緩和するようにして航行すること。